



2017年12月15日
第619号

1部10円(組合員は組合費を含む)
郵便振替00960-7-117274

Tel (06)4793-0633 Fax(06)4793-0644 E-mail: info@ewaosaka.org http://www.ewaosaka.org

発行 大阪教育合同労働組合
Education Workers and Amalgamated Union Osaka(EWA)

発行人 大橋 裕子

連絡先 大阪市中央区北浜東1-17 8F

2017 対府定期交渉 教員の働き方は変わるのか?

12月1日、エルおおさかにおいて対大阪府の定期交渉が行われました。

今年度のおもな重点要求項目は次の通りです。

労働時間短縮と時間外労働の廃止

講師登録制度の見直しとA登録・B登録の厳格な運用
定時制高校の独立校化
府立学校再編整備計画の撤回

支援学級に在籍する児童生徒の原学級でのダブルカウント

流行っているの?

府も負けじと「働き方改革」!?

組合は「教職員の勤務適正化プラン」を策定し、中長期的な解決策を示すことを要求しています。府内には週休日



のクラブ活動に上限設定を設けるなど、具体的に時間外労働廃止にむけて計画が進んでいる市もあります。文科省の昨年度の調査では、特に小中学校の教員の時間外労働が増加し続けていることがわかっています。中学校では、なんと月100時間超の時間外労働が報告されています。そのような実態にもかかわらず、府が回答する「部活動指導員」の導入による負担軽減は、市町村も等分に予算を負担することを想定しています。金が

ないから留守番電話も設置できないとする市があるなか、実現性は見えません。今年度内に労働時間短縮に向けて形あるものを示していますが重要なのはその実現性です。

問題だらけの講師登録制度

講師登録制度では、組合との協議を経て2008年から新たな登録制度と運用が始まりました。その一つには、講師経験が長い人をA登録とし、新規に登録する人をB登録として、A登録した講師を優先的に採用していくとした取り決めがあります。しかし、講師経験の長い講師たちからの仕事が無くなったとの多数の相談を受け、その運用について、改めて府に問いいただきました。

すると、府はそのような制度にはなっていない、あくまでどういう講師を求めているのかの指標に過ぎないと回答し、組合は約束破りであるとおおいに怒り、府は持ち帰らざるを得なくなりました。



過去の交渉経緯も確認せず
勝手な回答を続ける府教委職員

その他、定時制・通信制高校への差別的対応や大阪南部の中学生への進路保障の問題などについて、組合員らから多くの声があがる交渉となりました。 酒井さと(書記長)

全学労組 文科省交渉

全学労組は、衆議院議員会館において12月1日(金)午後1時より1時間にわたり、文科省交渉を行いました。

「勤務時間」を「在校時間」と言い換える文科省

文科省からは、児童生徒課、財務課、教育企画課から計4名の官僚が出てきました。短時間であるため、論点を『給特法を廃止、労基法の適用』『泊を伴う違法状態の学校行事の是正』に絞りました。給特法制定時とは現状が大きく変わり、教員の「自発的・創造的な活動」が勤務時間を超えて行なわれることに対して

中学教諭 過労死ライン 57.7%! どうするんだよっ! 文科省!

「教職調整額」として付けられた4%の割増賃金が、いまやその超勤分は40%相当になっているのではないかと文科省内でも言われ、今年4月には過労死ラインを中学教諭57.7%、小学教諭33.5%が超えていると公表しました。この事象に関する交渉で「勤務時間」を「在校時間」と表現したことで、労組側の怒りをかい、教員の仕事を把握できていないことが露呈しました。

実態把握が出来ていないから
具体策もなし!

労働時間の管理が杜撰で、
タイムカードの予算化がされ

ていないことや、小学校の英語の教科化が労働強化につながっていることも訴えました。文科省には未だ具体策はない様子で、「議論、検討を重ねていく」と回答したにとどまりました。

『泊を伴う違法状態の学校行事の是正』については、適切に行なうよう都道府県教委

に言っていると責任転嫁を繰り返しました。

論点外では、ありましたが『産休代替教員が見つからない!』という悲鳴の原因は、教員免許更新制度にあるのではないかと問題提議をして、今年度の二度にわたる文科省交渉を終えました。

高田晴美(副執行委員長)

当面の日程

- 12月18日(月)14時~ 大阪地裁809号「君が代」不起立戒告処分共同訴訟最終弁論 その後報告集会 大阪弁護士会館1205号
- 12月29日(金)・30日(土)11時~12時 大阪空港北ターミナル(JAL側) JAL解雇争議情宣「JALは165名の解雇争議を早期に全面自主解決せよ!」
多くの方々の参加を期待しています!
- 1月8日(月)13時 なんば高島屋前 新春なんば行動
多くの方々の参加を期待しています!
- 1月11日(木)18時半 P L P会館 大阪全労協旗開き
- 1月12日(金)19時半~ 教育合同旗開き(支部代表者会議終了後開催)

退職手当減額に関する 団体交渉

～「国に準ずる」は「国に劣る」!?!～

府教育庁から提案のあった、「退職手当の支給割合の改正」(退職手当に適用される調整率を国に準じて現行の「87/100」を「83.7/100」に引き下げる=平均80万円余りの減額)について、撤回を求める団体交渉を12月11日に行いました。



という事で、実施は見送りまたは延期という回答をもって来るものと思っていました。団交の結論を尊重するという良好な労使関係とはかけ離れたものです。

大阪市・堺市の回答とは大違い
実際、大阪市は「提案時期が遅かったため実施は当面見送り」、堺市は「未だに正式な提案すらできていない状況なので年度内の実施は不可能」

という回答です。しかし、府教育庁の教職員企画課財務グループの芝茂総括補佐は、「総務省副大臣通知に基づいて来年1月11日実施をする」を繰り返すばかり。なぜ、そんなに焦るのかと追及すると、5年前に400万円程も大幅に退職金が引き下げられたときは2月に実施されたために、引き下げられる2ヶ月早く「かけ込み退職」する人が続出したこともあるようです。多くの方が覚えておられると思いますが、あのときも「かけ込み退職」が問題だったのではなく、年度途中にいきなり制度を変え、一方的に不利益を押しつけてきた国や府のやり方こそが問題だった

はずです。
「国に準ずる」は「国に劣る」!?!
団交の中で、総務省通知が出された11月17日は、退職手当の引き下げが閣議決定されただけで、国会で決定したのは12月8日だったことも明らかになりました。国会の存在意義までも蹂躪する官僚主義も大きな問題です。
府職員の働きがいや利益よりも、国の通知や基準だけを死守しようとする大阪府のやり方は薄ら寒ささえ感じました。わたしたちはこのような府の態度を断固追及していきます。

増田俊道(執行委員)

団交をナメルナ!
府の回答は、提案通り実施するというもの。府が提案してきたのが11月17日。協議期限は12月11日。翌日には府議会に提案し、来年1月1日から実施するという。団交の日程は府教育庁側の都合で協議期限ぎりぎりの12月11日。わたしたちは当然、交渉継続中

文化おちこち (190) 南京・上海スタディーツアーに参加して 【その2】



訪中団は20代から70代までの17名。元教師、看護師、保育士、新聞記者などさまざまでしたが、日本軍「慰安婦」や南京事件、労働組合など何らかの運動をしている人たちが大半でした。
閑空で搭乗を待っている間、「前事不忘後事之師」(前事を忘れざるは後事の師なり)と白字で書かれた赤い幕を広げて、寄せ書きをすることになりました。その漢文は、南京大虐殺記念館の壁にも大書されていました。
僕たちの様子を興味深そうに、中国人旅行者がスマホで撮影していました。日本にもそのような人々がいるのは驚きだったのかもしれませんが。西ドイツ大統領だったワイツゼッカーの演説を思い出します。敗戦40年目の1985年に、ユダヤ人虐殺を念頭に置きながら、彼は連邦議会で次のように語りました。
「問題は過去を克服することではない。そのようなことができるわけではない。後になって過去を変えたり、起こらなかつたりするわけにはいかな

い。しかし過去に目を閉ざす者は結局のところ現在にも盲目となる。非人間的な行為を心に刻もうとしない者は、またそうした危険に陥りやすいのだ」
日本の首相との何という違いでしょうか。
南京大虐殺記念館の張建軍館長は「ドイツではナチスの思想を伝えること自体が犯罪なのに日本では街宣車で軍国主義を訴える行動が許されている」と苦言を呈しながらも「日本の現職首相が南京を訪問したことは一度もない。安倍首相の南京訪問を期待している」と同行した共同通信の記者のインタビューに答えています。
日本の首相が南京を訪問し、日本軍がおこなった蛮行を謝罪しない限り、日中両国にとっての「戦後」はいつまで経っても終わることがないのではないのでしょうか。 水

前号「文化おちこち」の通し番号は(189)でした。訂正します。

ALT 60歳以降の雇用継続問題

尼崎市他市より一歩前進!

尼崎・芦屋・神戸でALT (Assistant Language Teacher・外国語指導助手)の年末一時金や60歳以降の継続雇用等に関する団交が開催されました。
尼崎市で働く、ある30時間ALTは、60歳を迎えることを理由に「今年度で契約終了」を通告され組合に加入しました。以前の「外国人外国語指導助手取扱要綱」では、「教育長は、英語を母国語とし、母国において大学を卒業した者又はこれに相当する知識、経験を有する者のうちから適当と認める者を外国語指導助手に委嘱する」となっており、年齢の上限はありませんでした。それがいつもの間にか、「60歳未満の者で」という文言が加えられていたのです。尼崎市教委は、2004年に組合と「今後とも労働条件の変更

にあたっては、十分に協議を行っていく」と書面で約束を交わしておきながら、この変更に関して、一切組合にも組合員にも連絡をしませんでした。また、2年前から雇用された当該組合員にも、雇用の上限について、十分な説明を行っていませんでした。
組合は尼崎市教委と団交を重ね、60歳を超えてもALTを継続雇用するという回答を引き出し、組合員の雇い止めを撤回させました。具体的な中身については、現在、協議を行っています。大きな前進です。この問題について、2015年に「雇用する方法を考えたい」と回答しながら内部で全く協議をしていない神戸市や、他の自治体に影響を与えることは間違いないでしょう。
大椿裕子(執行委員長)

11月23日は元々明治以来、宮中祭祀の「新嘗祭」(天皇が初収穫物を食う日)で祝日であった。それが戦後も恩着せがまし

く「勤労感謝の日」とされた2019年5月1日に新天皇の「即位の礼」をすとのこと この日はメーデーだ またも労働者を懐柔・分断する気なのだろう